

ぎふ技術革新センター運営協議会ミニワーキンググループ事業実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、ぎふ技術革新センター運営協議会（以下「協議会」という。）が、協議会の目的に即して活動するミニワーキンググループ（以下「MWG」という。）に対して、その活動を予算の範囲内で支援する「ぎふ技術革新センター運営協議会ミニワーキンググループ事業（以下「本事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる項目については、当該各号に定めるところによる。

- 一 企業 法人格を有し、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定された民間会社
- 二 大学・研究機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学及び高等専門学校及び県試験研究機関、その他公設試験研究機関等
- 三 MWG 企業、大学・研究機関等から成る、3者以上で構成されるグループであり、次の要件を満たすもののうち、ぎふ技術革新センター運営協議会会長（以下「会長」という。）が本事業の実施主体として適当と認めたもの
 - イ 当該グループの主宰者が、本協議会の特別会員若しくは正会員であり、活動の企画・実施能力を有する者であること
 - ロ 当該グループの活動目的が、本協議会の活動目的に沿うものであり、ぎふ技術革新センター設備機器の活用が図られ、若しくは成長産業への進出や当該分野での事業化に繋がる活動内容であること

(支援対象分野)

第3条 本事業は前条に定めるMWGが行う次の各号に掲げる分野の活動を支援する。

- 一 航空機・自動車向け軽量強化部材
 - 二 医療機器
 - 三 環境関連製品
 - 四 機械金属
 - 五 その他、会長が必要と認める分野
- 2 既に国又は地方公共団体等からの補助金等（協議会による他の助成金を含む。）を受けている事業については、本事業の対象としないものとする。

(支援限度額等)

第4条 本事業は、MWGの活動に要する別表第1に掲げる経費（以下「支援対象経費」という。）について支援するものとし、支援上限額は、1MWG当たり年間30万円の範囲内とする。

- 2 MWGの活動に要する経費の支払いなどの事務手続きは、ぎふ技術革新センター運

営協議会事務局が行う。

(実施申請)

第5条 本事業を実施しようとするMWGの主宰者（以下、「主宰者」という。）は、MWG実施申請書（以下、「申請書」という。）に必要な添付書類を添えて、別に定める期日までに、会長に対し提出しなければならない。

2 MWGの実施申請をしようとする活動期間が1年を超える場合は、事業年度毎（原則として、実施期間の始期から1年ごとの期間をいう。以下同じ。）に実施申請を行うものとする。

(活動の開始時期)

第6条 本事業の対象となるMWGの活動の開始は、原則として承認決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると会長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項のただし書により、事業の事前実施を行おうとする主宰者は、前条第1項の規定により提出する申請書に、事前開始理由書を添付するものとする。

(申請内容の審査)

第7条 会長が必要と認めるときは、実施申請の採択の適否について審査させるため、審査会を設置することができる。

2 前項の規定により審査会を設置した場合において、会長は、必要に応じ専門家及び関係試験研究機関の意見を聴取し、審査会の審査に付するものとする。

(実施の承認決定)

第8条 会長は、第5条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は第7条第1項の規定による審査会の審査の結果に基づき、実施の承認又は不承認の決定をするものとする。

2 会長は、承認決定に際し適正な活動のため必要と認めるときは、申請書に係る事項について修正を加え、又は条件を付すことができる。

(支援の条件)

第9条 前条第2項に基づき、会長が主宰者に対して付す条件は、次のとおりとする。

一 実施申請時の当初の目的に影響を及ぼさない範囲内で、活動内容及び主宰者を変更する場合には会長の承認を受けること。

二 活動を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。

三 活動が予定の期間内に完了しない場合又は活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

四 その他会長が必要と認める事項

2 会長は、本条第1項各号に規定された承認をする場合において、必要に応じて承認決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(決定の通知)

第10条 会長は、実施の承認又は不承認の決定をしたときは、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては当該条件を含む。）を主宰者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 第8条の規定により実施の承認決定を受けた主宰者は、承認決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、承認決定の日から10日以内に申請の取下げをすることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る実施の承認決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 会長は、実施の承認決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、実施の承認の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 会長が、前項の規定により実施の承認の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 天災地変その他実施の承認の決定後生じた事情の変更により、活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

二 事業の承認の決定後生じた事情の変更により、主宰者が活動を遂行することができない場合

3 本条第1項の規定により、承認決定の取り消し等をした場合は、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては当該条件を含む。）を主宰者に通知するものとする。

(事業の遂行)

第13条 主宰者は、実施の承認決定の内容及びこれに付した条件その他本要綱に基づく会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもってMWGの活動を行わなければならない。

(実績報告)

第14条 主宰者は、会長の定めるところにより、MWGの活動が完了したとき（MWGの活動の廃止又は中止の承認を受けたときを含む。）は、その活動内容を記載した報告書を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、MWG活動の完了後（MWGの活動の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して10日を経過した日又は交付決定した年度末のいずれか早い日とする。

(産業財産権等に関する届出)

第16条 主宰者は、MWGの活動に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）をMWGの活動年度又はその活動の終了後5年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、その旨を会長に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

別表第1（第4条関係）

支援対象経費

経費区分	内 容
1. 実験・実習等に要する経費	実験・実習を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費。 実験・試作を実施するために直接必要な工具器具費（試作用治具費）。 実習等で招聘する外部講師に対する謝金・費用弁償、センター機器利用料、依頼試験手数料
2. 会議・講演等に関する経費	外部講師に対する謝金・費用弁償、会場借り上げ費、茶菓代
3. 視察・調査等に関する経費	視察・調査を行うために必要なバス等借り上げ料（保険料を含む）
4. その他	共同研究を実施するために会長が特に必要と認める経費。

※次に掲げるものに該当する経費は、支援対象経費とはならない。

人件費、MWGのメンバーの謝金及び旅費、用途が明確でない原材料・消耗品等
生産で使用するための工具器具費

固定資産（取得価格20万円以上のもの）の対象となる工具器具費（試作用治具費）